

。 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年十一月十一日

徳島県人事委員会委員長 祖 川 康 子

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（規則四 一二）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一般社団法人2025年日本国際博覧会協会」を削り、「公益社団法人徳

島森林づくり推進機構」を

「公益社団法人徳島森林づくり推進機構

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。